

戸田市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1. 市行動計画改定の趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づく、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画となります。 ※なお、市行動計画は、平成18年1月に策定し、平成26年11月に改定しています。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改正**され、県行動計画は、政府行動計画の改定内容を踏まえ令和7年1月に改正されています。今回、**国・県の改定の内容を踏まえ市行動計画の改定**を行うものです。
- 今後は、概ね6年ごとの政府行動計画改定にかかる検討を踏まえて、**必要に応じて市行動計画の見直し**を行います。

2. 市行動計画の目的（現行計画から大幅な変更なし）

- (1) **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する**
 - ・ 社会活動制限による対応と市民の行動抑制を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保
 - ・ 宿泊療養施設や自宅療養体制を通じ、流行ピーク時の患者数等を少なくし医療提供体制への負荷を軽減
 - ・ 重症者・死亡者の極小化を目標
- (2) **市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする**
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施

3. 市行動計画の対象感染症

特措法上「新型インフルエンザ等」と定義される以下のもの

① 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症

② 指定感染症

1類～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があるもの

③ 新感染症

既知の感染症とは明らかに異なり、健康に重大な影響を与えるもの

4. 市行動計画改定のポイント

- (1) 政府行動計画や県行動計画の**改定及び新型コロナ対応の教訓を踏まえ、計画を抜本的に改定**
- (2) 対策項目が拡充され（13項目）、そのうち**7項目を市の計画に反映**
- (3) 対策項目ごとに**3区分（準備期、初動期、対応期）**に再設定の上、**準備期の取組を充実**
- (4) 平時から感染症等に関する普及啓発や偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方を整理**
- (5) 住民に対する**予防接種（ワクチン）の実施について具体的な対応を明記**

- ① 実施体制
② サーベイランス・情報収集
③ 情報提供・共有
④ まん延防止
⑤ 予防接種
⑥ 医療
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

現行

① 実施体制

- 情報収集・分析
- サーベイランス

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 水際対策

③ まん延防止

④ ワクチン

- 医療
- 治療薬・治療法
- 検査

⑤ 保健

⑥ 物資

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

※ 13項目のうち
下線7項目が市対応

改定後

13項目（そのうち市は7項目）の主な対応（イメージ）について

		初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	対応期 ・（国内での）発生の初期段階 ・国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	準備期（発生前の段階）には 国や県との連携、 人員体制の整備、 資材の準備等を実施
市	① 実施体制	○厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表に伴い、情報収集 ○市対策本部の設置（市） ○緊急事態措置への対応		
国県	情報収集・サーベイランス	●国外における感染症の発生情報の覚知 ●当該感染症に対する類似症サーベイランスの開始 ●症例定義の作成	●複数のサーベイランスの実施 ●届出基準の設定、全数把握開始	●（定点把握でも発生動向が把握できる場合、） ●原因となる病原体の性状や臨床像の情報の蓄積 ●定点把握への移行
市	② リスクコミュニケーション	○迅速かつ一体的な情報提供・共有 ○双方向コミュニケーションの実施 ○偏見・差別や偽・誤情報への啓発		
国県	水際対策	●対策開始（情報提供等）	●対策強化（入国制限） ●国内発生状況等を踏まえた対策の変更	●対策継続の要否の判断
市	③ まん延防止	○まん延防止対策の準備	○まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組	
市	④ ワクチン	○ワクチンの接種に必要な資材の準備 ○接種体制の構築（大規模接種会場、ワクチンパス等） ○副反応情報等の収集・提供	○接種記録を適切に管理 ○健康被害救済制度の周知	●承認、接種開始
国県	医療	●感染症指定医療機関による対応 ●治療に関する情報等の随時公表・見直し	●流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関中心の対応 ●協定締結医療機関中心の対応	
国県	治療薬法	●ゲノム情報入手・提供 ●病原体入手・提供 ●臨床研究開始	●治療薬の開発 ●既存薬の適応拡大	●新薬の承認、使用開始
国県	検査	●PCR検査手法の確立 ●検査体制の全国的な立ち上げ	●抗原定性検査薬の開発	●承認、普及
市	⑤ 保健	○体制の整備	○県や保健所が行う自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援への協力 ○国や県が設置する相談センターを周知 ○入院勧告・措置、移送、入院調整	
市	⑥ 物資	○需給状況、備蓄・配置状況の確認	○県と緊密に連携 ○物資及び資材が不足する場合は、各関係機関が相互に融通	
市	⑦ 市民生活・地域経済	○生活関連物資等の購入に関して市民へ適切な行動を呼びかけ ○臨時遺体安置所等の確保の準備	○県が行う事業継続に向けた準備の要請に市として協力 ○関係業界団体等に供給の確保や便乗値上げ防止等を要請 ○可能な限り火葬炉を稼働するよう要請、遺体を適切に保存、広域火葬の応援協力	

①実施体制

準備期	初動期	対応期
<p>① 実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ訓練を実施 県が実施する訓練に参加し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認 <p>② 市行動計画の作成や体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の作成 新型インフルエンザ等に対応する保健師等の専門人材等の養成 <p>③ 県や関係団体等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・県・他市町村・医師会等の関係団体と、平時から情報を共有し連携体制を構築 <p>④ 市行動計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の定期的な見直し 	<p>① 新型インフルエンザ等発生疑いの場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の発生状況等の情報収集すると共に、今後の対応方針等を協議 庁内及び関係機関との情報共有体制の構築 <p>② 新型インフルエンザ等発生確認の場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部や県対策本部の設置後、必要に応じて、市対策本部の設置を検討 必要な人員体制の強化について全庁的に対応 <p>③ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 国による財政支援の有効活用等での財源の確保 	<p>① 基本となる実施体制の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 市対策本部を中心とし、県や保健所との連携のもと、地域の感染状況の情報を共有し、対策を実施 特に必要があると認めるときは、県に対し、総合調整を要請 特に必要があると認めるときは、県や他市町村に職員の応援を求め、市の大部分の事務を行うことが出来ない場合は、県に事務の代行を要請 国の財政支援を有効に活用 <p>② 緊急事態措置への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部を設置し、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期～対応期
<p>① 発生前における市民等への情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設等、広く市民に対し丁寧に情報提供・共有 感染者やその家族、医療従事者等への偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得ること等を周知 SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発 <p>② 発生時における情報提供・共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した媒体や方法を整理 一体的かつ総合的なワンボイスによる情報提供を意識 コールセンター等の相談体制の構築を県と連携し、準備 市民等が必要としている情報を把握するリスクコミュニケーションを研究 	<p>① 迅速かつ体系的な情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備期を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用 市民等の行動変容等に資する啓発・メッセージを発信 関係機関の情報等を集約、総覧できるウェブサイトの立ち上げ 発熱外来等の医療提供体制に関する情報提供・共有 <p>② 双方向のコミュニケーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> コールセンター等の相談を通じ、受取手の反応や関心を把握 初動期においては、Q&Aを作成し、相談体制を構築 対応期においては、相談体制を継続し強化 <p>③ 偏見・差別、偽・誤情報の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発とともに、それらの情報の否定や訂正等も含め、正確な情報を市等の広報媒体を通じて積極的に発信 <p>④ リスク評価に基づく方針の決定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応期においては、不要不急の外出の自粛等、早期の感染拡大防止に必要な対策を市民等に対し、科学的根拠に基づき説明 感染拡大防止措置等の見直しについて、高齢者や子供等に配慮し、分かりやすく説明 平時への移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等において、市民等に対し丁寧に情報を提供

③まん延防止

準備期	初動期	対応期
<p>市民等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民一人一人が感染対策に協力する意識を醸成 人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る不要不急の外出自粛等、個人や事業者に対する感染対策について、市民等に説明 	<p>まん延防止対策の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づく入院勧告や外出自粛要請等の対応について県へ確認 国や県と相互に連携し、まん延防止対策に関する情報を収集し有効に活用 業務継続計画に基づく対応を準備 	<p>① まん延防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者への入院勧告・措置、濃厚接触者等への外出自粛の要請 まん延防止等重点措置として、県が行う事業者に対する営業時間の変更の要請についての情報発信 県が行う緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設の使用制限や停止等の要請について周知の協力 学校閉鎖、休校等の要請 <p>② 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生の初期段階では、治療法・ワクチンがない中、まん延防止等重点措置や緊急事態措置で対応 病原体の性状等に応じ対応する時期では、感染リスクが高い基礎疾患を有する者、高齢者等を県と連携して重点的に対策 感染拡大リスクが低下した時期では、県や保健所と情報連携を行いながら、特措法によらない基本的な感染症対策への移行を検討

④ ワクチン

準備期	初動期～対応期
<p>① ワクチンの接種に必要な資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施となる資材を確認し準備 <p>② ワクチンの供給体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売販売業者及び医療機関等と、密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備えておく <p>③ ワクチンの流通に係る体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う医師会、卸売販売業者等との体制構築のための協議に協力 <p>④ 基準に該当する事業者の登録等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が行う登録事業者の登録の周知に協力 <p>⑤ 接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練を実施 ・市は、速やかな接種のため、医師会等の医療関係者と協力し、医療従事者等の体制を整えるなど実施方法について準備 <p>⑥ 情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの意義、安全性等についてウェブサイト、SNS等を通じて市民に情報提供 <p>⑦ 市における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、健康被害の救済も含めた情報提供 <p>⑧ 衛生部局以外の方野との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部局との連携及び協力 <p>⑨ DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からの電子的な接種記録の入力等、国が整備するシステムを活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制を構築 	<p>① ワクチンや接種に必要な資材の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築 <p>② 接種体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築 ・市の接種体制を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保を進めるとともに、県が設置する大規模接種会場やワクチンバス等機動的な手段も含め、県と連携を図る ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者への接種については、集団的な接種を行うことを基本として、特定接種を行う ・予防接種の予約受付体制を構築 ・国のシステム基盤等を活用し、接種記録を適切に管理 <p>③ 副反応疑い報告等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの安全性に係る情報の収集 ・予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者に対して、速やかに救済を受けられるように制度を周知 <p>④ 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応期において、市民等に対し、副反応疑い報告による分析や最新の科学的知見の情報を発信 ・相談窓口（コールセンター）の連絡先を提供

⑤ 保健

準備期	初動期～対応期
<p>① 人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において業務応援が可能となるよう準備 ・県や保健所を支援するための応援職員を派遣できる体制の準備 <p>② 業務継続計画を含む体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の定期的な見直し ・DXの推進や外部委託の活用を含め、庁内業務の効率化を進め、感染症有事に円滑に移行できる体制を準備 <p>③ 多様な主体との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所等を通して関係機関で役割分担を確認 ・療養者への食事提供体制や宿泊施設の確保等、受け入れ態勢の構築に協力 <p>④ 感染症まん延時の業務体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症まん延時の業務量増大に備え、柔軟な業務分担体制を構築 ・県や保健所が行う健康観察に協力 <p>⑤ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事の際に、速やかに市民へ情報提供・共有できる体制構築の準備 ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した媒体や方法で情報提供 	<p>① 感染症有事体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期において、新型インフルエンザ等の発生公表後に予想される業務について準備 ・対応期において、業務継続計画に基づき、体制を強化 ・保健所の感染症有事体制への協力 <p>② 情報発信・共有の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期において、国や県が設置する相談センターの周知をするとともに、市民等に対する情報提供・共有体制を構築し、対応期も継続 <p>③ 主な対応業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談に対応する体制を強化し、国や県が設置する相談センターについての情報提供 ・県からの要請を受けて、県が実施する健康観察に協力 ・情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県と連携し、各種支援策を周知 <p>④ 感染状況に応じた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他部局からの職員応援など交代要員を含め人員体制を整備 ・県が行う自宅療養者への食糧支援等に協力

⑥ 物資

準備期	初動期～対応期
<p>感染症対策物資等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、必要な感染症対策物資等を備蓄 ・上記の備蓄は、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるもの ・消防機関は、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を備蓄 	<p>① 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期において、必要な感染症対策物資等の需給状況を確認 ・対応期において、必要な情報を県と共有 <p>② 円滑な供給に向けた連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が国や事業者と連携し物資の必要量の確保に努めることから、県と緊密に連携 <p>③ 備蓄物資等の供給に関する相互協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な物資及び資材が不足する時は、各関係機関が物資及び資材を互いに融通する等、相互に協力

⑦ 市民生活・地域経済

準備期	初動期～対応期
<p>① 情報共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、関係機関及び内部部局間の情報共有体制を整備 <p>② 支援実施に係る仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付について、DXを推進し、迅速に仕組みを整備 <p>③ 事業所等における業務継続計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録事業者が業務継続計画策定を行えるよう、県と協力して周知 <p>④ 物資及び資材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市として感染症対策物資及び生活必需品を備蓄 ・市内事業者や市民に食料や生活必需品等の備蓄を勧奨 <p>⑤ 生活支援を要する者への支援等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、要配慮者への生活支援手続きを事前に規定 <p>⑥ 火葬体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍事務担当部局等と調整し、適切に火葬を実施 	<p>① 県が行う事業継続に向けた準備・実施の要請への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う、事業者に対する、感染拡大防止に必要な対策の準備及び実施の要請について市として協力 <p>② 市民生活や社会生活の安定の確保を対象とした対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期においては、市民に対して、生活関連物資等の購入に当たり、消費者として適切に行動するよう呼びかけ ・対応期においては、関係業界団体等に供給の確保や乗値上げ防止等を要請 <p>③ 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期においては、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備 ・対応期においては、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請 ・臨時遺体安置所を活用して遺体を適切に保存 ・近隣市町村の火葬について県の要請を受けた場合は、広域火葬の応援・協力